

**福島県教育庁買取型 Future STEAM Lab
整備事業（福島高等学校）**

事業者募集要領

令和8年10月

福島県

第1 目的

文部科学省が示す「N-E. X. T. ハイスクール構想」が目指す高等学校教育の実現に向け、新たに実施する STEAM 教育の学びの環境を整備するため、民間事業者（以下「事業者」という。）が建設する Future STEAM Lab（以下「F S L」という。）を福島県（以下「県」という。）が買い取り、福島県立福島高等学校の研究棟として使用するための事業を実施するものです。

第2 業務概要

1 事業の名称

福島高校 Future STEAM Lab 整備事業

2 業務仕様

別紙「福島県教育庁買取型 Future STEAM Lab 整備事業（福島高等学校）仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに。

記載がない事項は、本要領に対する事業者からの質問への回答によることとします。

3 業務期間

契約締結の日から令和 11 年 1 月 31 日（水）まで

4 見積限度額

1,997,209,000 円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

5 事業形態

本事業は、事業者が仕様書に記載する F S L 等の設計・建設・工事監理・備品の整備業務を行い、完成した F S L 等を県が買い取ります。

6 事業の流れ

- (1) F S L 等の整備に係る提案を公募し、最も優秀と認められる提案を行った事業者（以下「選定事業者」という。）を選定します。
- (2) 選定事業者との間で本事業を実施するための基本的な事項に関する協定（以下「基本協定」という。）を締結します。
- (3) 選定事業者は、基本協定に基づき F S L 等の設計を行うこととし、基本設計から建築確認申請の手続きを行う前まで、設計の内容について県の確認を受けます。
また、施工中の確認は、設計完了後の県が指定する工程、段階で行います。
- (4) 選定事業者が建築確認済証を取得した後、かつ、建築工事の着手前までに、県は選定事業者と売買契約を締結し、選定事業者は、当該契約に基づき F S L 等を整備します。
- (5) 選定事業者は、仕様書第 3（4）（キ）に記載する設備機器・備品等を選定することとし、F S L に設置する前に県の確認を受けます。
- (6) 県は、F S L 等の完成後、買取検査を行い合格したものについて引渡しを受けます。

第3 募集等のスケジュール

本事業の実施期間は、基本協定締結日から選定事業者が県に F S L 等を引き渡すまでの期間とし、予定のスケジュールは次のとおりとします。

なお、F S L等の引渡しスケジュールは選定事業者の提案に基づき決定しますが、本事業における県への最終的な引渡し期限は、下記までとします。

募集要領等の公表	令和8年10月26日（月）
現場見学説明会	申込受付：令和8年10月26日（月）～11月2日（月）ただし、閉庁日を除く 実施：令和8年11月4日（水）11:00～
質問書の受付	令和8年10月26日（月）～11月11日（水）
質問への回答・公表	令和8年11月16日（月）
参加表明書の提出	令和8年11月20日（金）
参加資格者審査結果通知	令和8年11月26日（木）予定
提案書の提出	令和8年11月27日（金）～12月14日（月）
書類審査	令和8年12月22日（火）予定
応募者によるプレゼンテーション	令和9年1月19日（火）予定
選定事業者の決定	令和9年2月上旬 予定
基本協定締結	令和9年2月予定
売買契約の締結	令和9年12月予定
建設工事の着工	令和9年12月予定
売買に伴う重要事項説明	令和10年12月予定
引渡し	令和11年1月31日（水）
整備費用支払い	令和11年3月中 予定

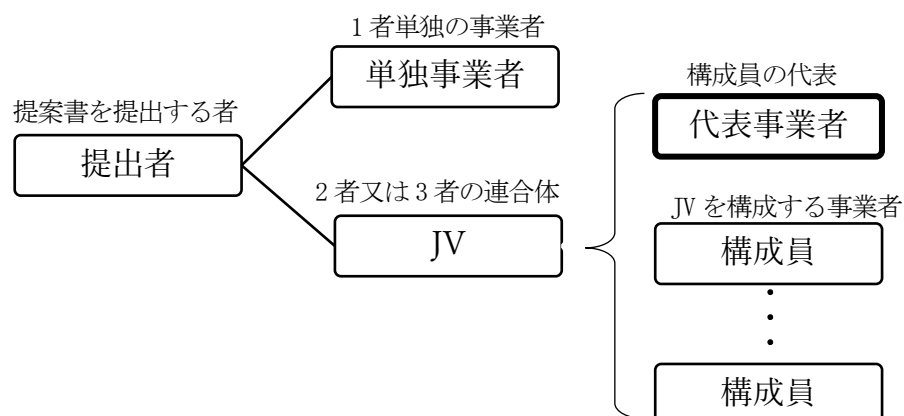
第4 提出者の要件

1 共通事項

(1) 提出者の定義

提案書を提出する者（以下「提出者」という。）は、1者単独の事業者（以下「単独事業者」という。）又は2者又は3者（以下「構成員」という。）で構成される特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とし、JVの場合は、応募その他の手続等を代表して行う事業者（以下「代表事業者」という。）を定めます。

また、単独事業者又は代表事業者から本事業を統括する管理技術者を配置する。



(2) 役割分担

提出者は、参加資格要件を満たす設計者、工事監理者、施工者及び宅地建物取引業者を配置し、各役割を適切に分担します。

(3) JV の構成員

ア 応募書類等の受付後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとします。ただし、県がやむを得ないと認める場合（代表事業者を除く。）は、この限りではありません。

イ 他の提案を行う JV の構成員になることはできません。

ウ 2 者又は 3 者とします。

(4) その他

ア 関係法令に基づく業務及び営業停止等の処分を受けている者は、提出者（単独事業者、構成員）にはなれません。

イ 提出者が参加表明書を提出した後に、資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として失格とします。ただし、グループでの提出者については、県がやむを得ないと認める場合のみ、資格要件を欠く構成員の変更等（代表事業者を除く。）により、当該要件を満たすものとします。

ウ 提出者が定める機密情報及び個人情報適切に管理できる体制を有し、機密データの保存等の実質的な運用ができる者であること。

2 参加資格要件

単独事業者は(1)から(3)までの全ての要件を、JV の場合は構成員で(1)から(3)の要件を全て満たすこと。（構成員単体が(1)から(3)の要件を満たす必要はありませんが、JV で(1)から(3)の要件を全て満たす必要があります。）

(1) 設計及び工事監理に関する要件

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 建築士法第 26 条第 2 項の規定による当該建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。

ウ 教育施設等（学校の授業で使用する施設。校舎又は実習棟）の延べ面積 1,000 m²以上の新築工事に係る設計及び工事監理の元請の実績があり（設計、工事監理にあたる者が複数の場合にあつては、そのうち 1 者が要件を満たしていること）かつ、それらは平成 22 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に完了又は竣工していること。

エ 常勤で 3 ヶ月以上の雇用関係にあり、一級建築士の資格を有する者を主任技術者として配置できること。

(2) 建設工事に関する要件（建設にあたる者が複数の場合にあつてはその複数の業者で要件を満たしていること。）

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく建築工事業の建設業の許可を受けていること。

イ 福島県建設工事等請負有資格業者名簿（建築一式工事 A ランク）登録業者であること。

ウ 建設にあたる者は、県内に本社（店）、支社（店）又は営業所のいずれかを有すること。

エ 教育施設等（学校の授業で使用する施設。校舎又は実習棟。）の延べ面積 1,000 m²以上の新築工事に係る建設工事の元請の実績があること、かつ、それらは平成 22 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に完了又は竣工していること。

オ 常勤で 3 ヶ月以上の雇用関係にあり、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者を現場代理人として配置できること。

カ 常勤で 3 ヶ月以上の雇用関係にあり、監理技術者の資格を有するものを監理技術者として配置できること（現場代理人との兼任を可とする）。

(3) 宅地建物取引に関する要件

ア 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条に規定する免許を有すること。

イ 常勤で 3 ヶ月以上の雇用関係にあり、宅地建物取引士の資格を有する者を取引主任者として配置できること。

3 提出者の制限

提出者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は次のとおりとします。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2) 募集要領を公告した日から基本協定締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 県税を滞納している者でないこと。

(5) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 技術提案書の提出

本プロポーザルの参加者が提出できる技術提案は、1 者 1 案とします。

第 5 応募の手続

1 募集要領等の公表

募集要領等の公表日 令和 8 年 10 月 26 日（月）

2 現場見学説明会

下記の期日において、提出者は施設設置予定の現場について見学し説明を受けることができます。

(1) 受付期間及び実施期間

受付期間 令和 8 年 10 月 26 日（月）～11 月 2 日（月）17 時まで（必着）

※ただし、閉庁日を除く。

実施日時 令和8年11月4日(水) 11:00～

(2) 場所

県立福島高等学校(福島県福島市森合町5番地の7 2)

(3) 内容

建設敷地及び既存校舎の一部等の見学

(4) 留意事項

- ・ 見学範囲は、建設敷地及びその周囲を予定しています。それ以外の施設等は見学できません。
- ・ 見学時は係員の誘導に従い、学校運営に支障のないよう十分な配慮をお願いします。
- ・ 建物内外のカメラ等による撮影は、生徒等人物が写らなければ許可します。
- ・ 撮影した写真はSNS等に掲載しないでください。
- ・ 募集要領の内容や提出書類の作成に係る質問は、3に記載する質問書によりメールで提出をお願いします。(本見学会で回答できません。)
- ・ 当日、体調不良、発熱、その他の懸念がある場合は、参加を御遠慮ください。

(5) 申込み方法

現地確認を希望する場合は、現地見学参加申込書(様式1)を本要領第12に記載する事務局あてに電子メールで提出してください。

なお、送信後は、必ず事務局あてに電話で受信確認を行ってください。

(6) その他

- ・ 会場の都合上、各社2名までの参加とします。
- ・ プロポーザルへの応募の有無にかかわらず、参加は可能です。
- ・ 学校内に見学者用の駐車場はありません。公共交通機関で来校ください。
- ・ 本見学会以外の現地見学はできません。

3 質問

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は以下のとおり行うこととします。

(1) 提出書類

(様式2)に記入し、電子メールで提出してください。

提出期間内に着信しないもの、また、電話等による質問は受け付けません。

(2) 提出期間

令和8年10月26日(月)から令和8年11月11日(水) 17時まで(必着)

(3) 提出先

本要領第12に記載する事務局とします。

(4) 回答

質問に対する回答は、令和8年11月16日(月)に福島県教育庁県立高校改革室のホームページで公表します。

4 参加表明

本事業に対する参加の表明は、次のとおり行うこととします。

(1) 提出書類

- ア 様式 4-1 又は 4-2 (正本 1 部)
(※単独企業の場合は様式 4-1、JV の場合は様式 4-2)
- イ 様式 4-3, 4-4 (正本 1 部)
(※JV の場合のみ)
- ウ 様式 4-5 及び 4-6 (正本 1 部)

(2) 提出方法

本要領第 12 に記載する事務局まで持参又は郵送してください。なお、郵送は、参加表明提出期限までに一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行ってください。

上記(1)の書類を封筒に入れ封筒表側に「福島県教育庁買取型 Future STEAM Lab 整備事業(福島高等学校)公募型プロポーザル参加表明書類在中」と朱書きしてください。

(3) 提出期間

令和 8 年 10 月 26 日(月)～令和 8 年 11 月 20 日(金)(持参の場合は 17 時必着)

(4) 提出先

本要領第 12 に記載する事務局とします。

5 提案書の提出

提出者は、提案書等を次のとおり提出することとします。

(1) 提出書類

- ア 様式 5, 6, 7, 8 (正本 1 部)
- イ 様式 9-1 から 9-6 (正本 1 部、副本 7 部)
(※単独企業の場合は様式 9-1 及び 9-3 から 9-6、JV の場合は様式 9-2 及び 9-3 から 9-6)

(2) 提出方法

本要領第 12 に記載する事務局まで持参又は郵送してください。

なお、郵送は、提案書提出期間内に一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便としてください。

上記(1)の書類を封筒に入れ封筒表側に「福島県教育庁買取型 Future STEAM Lab 整備事業(福島高等学校)公募型プロポーザル提案書類在中」と朱書きしてください。

(3) 提出期間

令和 8 年 11 月 27 日(金)～令和 8 年 12 月 14 日(月)(持参の場合は 17 時必着)

(4) 提出先

本要領第 12 に記載する事務局とします。

(5) 注意事項

- ア 技術提案書(様式 9-1 及び 9-2)は、代表者名の記名押印をし、他の書類とは綴じ込まずに、頭に添えて提出してください。
- イ 各書類は様式集に示された指定様式、順番、用紙サイズ及び枚数制限に従

い作成してください。また、それぞれにページを付して、左上をステーブル留めしてください。

ウ A3版様式は、そのまま又はA4版様式の大きさに折り込んで提出してください。

エ 技術提案書の作成に当たっては、会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は、一切記載しないでください。記載のある場合には、事務局にて黒塗りとします。

オ 使用する文字のフォントは、10.5ポイント以上（図表内の文字は制限しませんが、見やすさに配慮してください）としてください。また、図表等を適宜活用してわかりやすい表現としてください。その他技術提案書の視覚的表現については、国の指針（平成30年4月2日付け大臣官房営繕部の事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」）を準用します。

カ 用紙の余白は、左上、最低20mm以上を確保してください（ページ番号は除く）。

キ 売買価格・建設工期提案書（様式6）は、封筒に入れて封印し、本工事名、提案価格見積書在中である旨及び提出者名を明記してください。

ク 都合により、技術提案書の提出ができない場合は、参加辞退届（様式10）を提出してください。

第6 応募にあたっての留意事項

1 募集要領の承諾

提出者は、本要領の記載内容を承諾したうえで応募してください。

2 費用負担等

応募書類の作成及び提出など応募に関し必要な費用は、すべて提出者の負担とします。

3 F S L等の建設費等

建設費等は、本要領第2の4に記載する金額を上限に、選定事業者の提案価格によるものとします。

なお、実施設計図書及び内訳明細書の内容について、県は選定事業者に意見を述べることもできるとともに、協議のうえ、調整することができるものとします。

4 公正な執行

提出者は、公正に手続きを執行してください。

なお、この執行が困難と認められる場合又はその恐れがある場合は、当該提出者を参加させないことがあります。また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがあります。

5 公募の中止・延期

公募が公正に実施することができないと認められる場合又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期又は取りやめることがあります。

6 無効

提出書類に不備があった場合、無効とします。

7 失格

次のいずれかの事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 応募資格がない者による応募
- (2) 代表事業者以外の者による応募
- (3) 応募書類等に虚偽の記載をした者による応募
- (4) 記名・押印のない提案書による応募
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募
- (6) 提案者が行った2以上の応募
- (7) その他募集に関する条件に違反した応募
- (8) 審査委員又は関係者に技術提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた応募
- (9) 提出期限の日までに到着しなかった応募

8 提案書の取扱

(1) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は提出者に帰属します。ただし、事業者の選定に関する情報の公表及びその他県が必要と認め、提出者の同意を得たときは、県は提案書の全部又は一部を使用できるものとします。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた事業手法、工事材料、施工・維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った提出者が負うものとします。

(3) 県の提示資料の取扱

県が提供する資料は、本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできません。

(4) 公表

提案書は、全て公表します(第二次審査に至らなかった提案書は参加者の名前を伏せて公表します)。

(5) 応募書類等の変更禁止

応募書類等の変更はできません。ただし、提案書における明らかな誤字等の修正についてはこの限りではありません。

(6) 使用言語、単位及び時刻

本件公募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とします。

9 資料の閲覧等

(1) 資料の閲覧

以下の資料は事務局で閲覧することができます。

- ・平成24年度及び平成27年度の各計画通知書の一部等

(2) 閲覧期間・方法

令和8年10月26日～令和8年12月14日(月)

※閉庁日時、12:00～13:00 を除く。

閲覧を希望する場合は、閲覧の前日までに本要領第 12 に記載する事務局へ電話にて予約をしてから来庁してください。

※閲覧資料は写真撮影を可能としますが、コピーはできません。また、本業の技術提案書等の作成のみに使用することとし、SNS への掲載等目的外に使用は行わないでください。

第7 提案書の評価に関する事項

1 評価方法

提出された提案書における実施体制や施設計画への提案、売買価格等を評価基準に基づいて評価し、総合評価の高い者を選定事業者として決定します。

2 評価体制

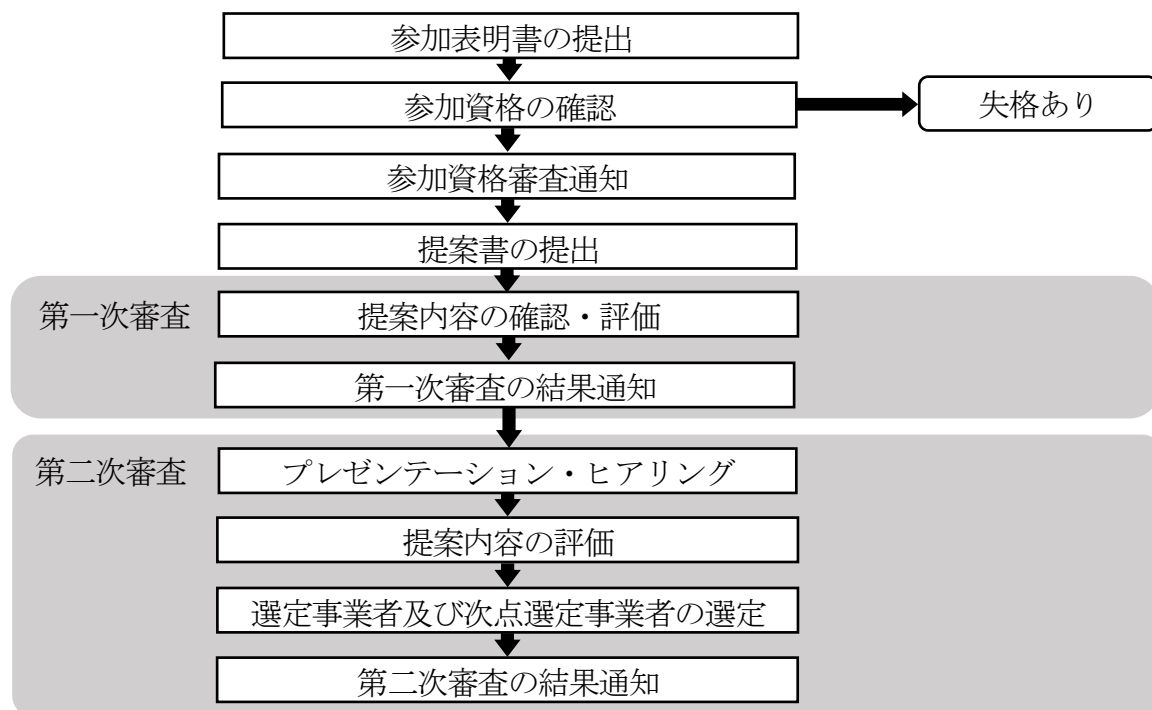
評価基準の審議や提案内容等の評価は、福島県教育庁買取型 Future STEAM Lab 整備事業（福島高等学校）プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設けて審議するものとします。

3 評価手順

本評価は、参加資格確認、提案内容確認、第一次審査及び第二次審査に分けて実施します。

参加資格確認は事務局が行うこととし、提案内容確認、第一次審査及び第二次審査は、審査委員会において審議します。

なお、参加資格確認において、必要な要件等を満たしていない場合は失格とします。



4 評価の項目

本要領第8 提案内容に記載する内容を審査委員会において審議・評価します。

(1) 参加資格確認

本要領第4に定める参加資格要件を確認し、一つでも要件を満たさない提出者は失格とします。

(2) 提案内容確認

次の事項を審査し、一つでも要件を満たさない提出者は失格とします。

- ① 建築基準法等関係法令の規定に関して、重大な不適合箇所がない。
- ② 本要領第2の3に記載する日までに施設の引渡しが可能である。
- ③ 売買価格が本要領第2の4に記載する金額を超えていない。

(3) 第一次審査

審査委員会は、上記(1)及び(2)の確認を通過した提出者の提案内容を審査・評価し、第二次審査対象として5者程度選考します。

なお、提出者数によっては、第一次審査を省略する場合があります。

また、第一次審査の結果については、審査後速やかに事務局から提出者に別途通知します。

(4) 第二次審査

第二次審査で行うプレゼンテーション・ヒアリングは以下により実施します。

ア 実施日等（予定）

- ① 日 時 令和9年1月19日（火）
(時間はヒアリング要請にあわせて詳細を通知します)
- ② 場 所 後日指定（ヒアリング要請にあわせて通知します）

イ 実施方法

- ① ヒアリングは公開で実施します（ヒアリング後の審査は非公開）。
- ② 管理技術者は必ず出席してください。
- ③ ヒアリングの出席は、管理技術者を含め4名以内とします。様式7に記載する各技術者・担当者以外の出席は認めません。
- ④ ヒアリング出席者及びその関係者が、他のヒアリング出席者のヒアリングを傍聴することは認めません。
- ⑤ ヒアリング出席者には、技術提案書（様式9）の趣旨等の説明及び審査委員からの質疑への回答を求めます。
- ⑥ プレゼンテーションは、提出者が提出した技術提案書（様式9-3 から 9-5）の内容を拡大等した投射（パワーポイント等）は可能とします（その他説明用の加工や資料の追加は認めません）。
- ⑦ プレゼンテーションの持ち時間は 20 分、その後審査委員からのヒアリング 20 分程度行う予定です。
- ⑧ ヒアリング等の際に提出者は、提出者名を公表してはいけません。
- ⑨ ヒアリング等への出席等に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑩ その他詳細な事項は、ヒアリング要請時にお知らせします。

ウ 評価方法

第8の提案内容について、審査委員会で審議・評価し、合議にて最も優秀な

提案を行った者を選定事業者として選定します。

5 審査委員会 ※順不同

審査委員会は、次の委員で構成します。

小堀	哲夫	(建築家、法政大学デザイン工学部教授)
中田	文憲	(福島大学人間発達文化学類教授)
中島	さち子	((株) steAm 代表取締役)
丹野	純一	(福島県立福島高等学校長)
大和田	光将	(福島県土木部営繕課長)
佐藤	克敏	(福島県教育庁高校教育課県立高校改革室長)

6 選定事業者の選定

審査委員会は、提案書及びヒアリングをもって審査を行います。

(1) 選定事業者の選定

審査委員会は、選定事業者及び次点選定事業者をそれぞれ選定します。

(2) 選定事業者の公表

県は、審査委員会による選定結果をもとに、選定事業者及び次点選定事業者
にその結果を通知するとともに、県立高校改革室のホームページに公表しま
す。

(3) その他

県は、提出者が故意に審査委員に接触するなど、不正行為を行ったと認められ
る場合は、失格とします。

また、本事業における事業者の選定過程において、提出者が無い、あるいは、
いずれの提出者も事業目的の達成が見込めない等の理由により、本事業の実施が
困難と判断した場合は、事業者を選定せず、その旨を速やかに公表します。

第8 提案内容

1 提案の範囲

本事業においては、研究施設計画への提案や実施体制、売買価格、その他独自提案
を求め、総合的に評価するものとします。

2 提案の内容

(1) 業務全般に関すること

仕様書第4 提案要求課題 に基づき提案してください。

(2) 設計・施工・備品業務に関すること

仕様書第4 提案要求課題 に基づき提案してください。

F S L の設計・施工等自体を生徒の学習の一環とするための取組みを提案して
ください。

(3) 売買価格に関すること

廉価で仕様書の第4に記載する要求水準を備えた売買価格としてください。

第9 契約手続に関する事項

1 契約手順

県は、提案内容に基づき選定事業者との協議を実施し、事業の実施内容を明確にしたうえで、当該事業者と基本協定及び売買契約を締結するものとします。

なお、選定事業者と協議がまとまらない場合は、次点選定事業者と協議を行う。

その場合、以下の「選定事業者」は、「次点選定事業者」と読み替えることとします。

2 基本協定の締結

基本協定は、選定事業者が決定し、事業内容の事前協議を行った後に締結します。

3 売買契約の締結

売買契約書の内容は、その締結前であれば、提案内容に応じた文言修正を可能とします。

4 契約書の作成費用

契約内容の検討に係る選定事業者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用は、選定事業者の負担とします。

5 契約不適合責任

(1) 県は、引き渡されたF S Lが種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、選定事業者に対し、F S Lの修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができます。

(2) 前項の場合において、選定事業者は、県に不相当な負担を課するものでないときは、県が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができます。

(3) (1)の場合において、県が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、県は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができます。

ア 履行の追完が不能であるとき。

イ 選定事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ F S Lの性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、選定事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

エ ア～ウに掲げる場合のほか、県がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第10 事業上の注意点

1 関係機関との協議

関係法令、条例等の適用は、提出者自らの責任で確認のうえ関係機関と協議し遵守してください。

なお、応募時における県の審査は、関係法令等に係る適否について具体的に判断する行政機関の担当部署等に確認し、審査するものではありません。

第11 その他

1 リスクに関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業は、県と選定事業者が様々なリスクを適正に分担し、低廉で良質なF S Lが提供されることを優先するものとします。

(2) 予想されるリスクと責任分担

一般的なリスクの内容、県及び選定事業者による分担の考え方は、次の「主要リスク分担表」に定めるものとします。

○：主負担（リスクが顕在化した場合に原則として負担を行う。）

△：従負担（リスクが顕在化した場合の負担が主負担に比べて少ない又は限定的に負担を行う。）

(3) その他

昨今の社会情勢の変化を鑑み、経済リスクとして急激な物価変動が想定されますが、それに伴う負担は原則、選定事業者によるものとし、場合により協議に応じることとします。

< 主要リスク分担表 >

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			県	選定事業者
1 共通	情報提供リスク	募集要領等記載内容の誤り及び変更等	○	
	契約リスク	上記以外の県の事由による契約締結の遅延・中止	○	
		事業者の事由による契約締結の遅延・中止		○
	応募リスク	応募費用に関するもの		○
	制度関連リスク	政治・行政 本事業に直接的影響を及ぼす県に関わる政策の変更・中断・中止	○	
		法制度 事業に関わる法令の変更、新たな規制法の成立	○	
		上記以外の法令の変更		○
		許認可 事業に必要な許認可の取得遅延又は取得困難		○
		県の事由による事業者の許認可取得の遅延	○	
		税制度 消費税の範囲変更及び税率変更等	○	
		法人の利益や運営に係る税制の新設・変更等		○
		建物所有に関する税制の新設・変更等（建物等の県への所有権移転前）		○
		事業に直接的影響を及ぼす税制の新設・変更	○	
		上記以外の法人税の新設・変更等		○
	社会リスク	第三者賠償 業務の実施に起因して第三者に及ぼした損害		○
		環境問題 工事等による騒音・振動・地盤沈下・地下水断絶、大気・水質汚染、臭気、電波障害等に関する対応		○
	債務不履行リスク	県の債務不履行による中断・中止	○	
		事業者の債務不履行による中断・中止		○
	不可抗力リスク	天災、暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の見可能な範囲を超えるもの	○	△
	経済リスク	資金調達 事業の実施に必要な資金調達・確保		○
		金利 金利変動		○
		物価変動 労務単価や材料価格など、物価水準全体の急激な変動		○
2 研究施設整備	発注者責任リスク	要求水準の不備、変更による契約内容の変更	○	
		事業者の指示・判断の不備による契約内容の変更		○
	測量・調査リスク	県が提示した測量・調査に関するもの	○	
		事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
		地質障害、地中障害物及び埋蔵文化財の発見により新たに必要となった測量・調査に関するもの	○	△
	設計変更リスク	県の提示条件の不備、要求水準の変更によるもの	○	
		事業者の提案内容、指示、判断の不備によるもの		○
		県による開発の影響によるもの	○	
	用地の確保リスク	事業用地の確保等に関するもの	○	
		事業用進入路や資材置き場等確保に関するもの		○
	用地の瑕疵リスク	文化財に関するもの	○	
		土壌汚染に関するもの	○	
		上記以外の地質障害・地中障害物その他の予見できないことに関するもの	○	

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			県	選定事業者
2 研究 施設 整備	工期変更 (工事延長) リスク	県の指示及び県の責めに帰すべき工期変更、引渡の遅延	○	
		事業者の責めに帰すべき工期変更、引渡の遅延		○
	建設コスト (工事費増大) リスク	県の指示及び県の責めに帰すべき工事費の増大	○	
		上記以外の事業者の責めに帰すべき工事費の増大		○
	建設物価変動リスク	建設物価の価格変動に関するもの		○
	工事監理リスク	工事監理の不備によるもの		○
	住民対応リスク	建設に伴う周辺環境等の変化に係る苦情処理等		○
	警備リスク	設備・原材料の盗難・損傷により費用増加及び遅延が生じたもの		○
	第三者使用に伴うリスク	請負人の使用に関するもの		○
	要求水準未達成リスク	施設完成後、県による検査で発見された要求水準の不適合・施工不良に関するもの		○
	支払遅延・不能リスク	施設整備費の支払の遅延・不能に関するもの	○	
	施設損傷リスク	引渡し前に工事目的物や材料などに生じた損傷		○
	瑕疵担保リスク	瑕疵担保期間中に発見された瑕疵又は施設の隠れた瑕疵の担保責任		○
	工事の中止リスク	県の指示による工事の中止	○	
		事業者の責めに帰すべき事由による工事の中止		○
	安全管理リスク	建設工事中に事故や第三者への損害が生じ、費用増加及び遅延が生じたもの		○
3 その他	不動産登記に必要なとなる書類	不動産登記に必要なとなる資料一式		○
	不動産登記に係るコスト	不動産登記に係る費用負担	○	
	事業終了リスク	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の精算手続きに伴う評価損益等		○

※ 表中の「事業者」は、「選定事業者」を指す。

第 12 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8688 福島市杉妻町2番16号 西庁舎5階

福島県教育庁高校教育課県立高校改革室(担当 大和田、鈴木)

電話：024-521-7771 FAX：024-521-7973

E-mail：k.koukoukaikaku@pref.fukushima.lg.jp